

## 令和7年度第1回冷凍空調規格委員会

1. 日時：令和7年4月22日（火）10：00～11：00
2. 場所：WEBによる開催
3. 出席者（敬称略・順不同）
  - 小口（委員長）、飛原（副委員長）、福田、井上、新海、大道、岸本、阿保、髭分、  
新津、菅沼、小高 以上12名
  - オブザーバー：佐野（利）（サイサン）
  - KHK：長沼、宮下、靱山
4. 配布資料
  - 資料1 技術基準整備3ヶ年計画（令和7～9年度）（案）
  - 資料2 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-3、危害予防規程の指針KHKS 1301、冷凍用圧力  
容器の溶接基準KHKS 0301の改正等について
    - 資料2-1 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-3の改正
    - 資料2-2 第1種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針KHKS 1301の改正
    - 資料2-3 冷凍用圧力容器の溶接基準KHKS 0301の改正
  - 資料3 今後のスケジュール
5. 参考資料
  - 参考資料 冷凍空調規格委員会委員名簿

## 6. 委員紹介等

開会にあたり、参考資料に基づき協会より委員の紹介があった。

続いて、事務局からオブザーバーが1名参加している旨の説明があった。

## 7. 議事

### 7. 1 【審議事項】技術基準整備3ヶ年計画（令和7～9年度）（案）について

事務局より資料1に基づき、本規格委員会の技術基準整備3ヶ年計画案について、説明があり、特段意見はなかった。

本規格委員会の技術基準整備3ヶ年計画(令和7～9年度)について挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

### 7. 2 【審議事項】軽微な変更（JIS Z 8301 対応等）に伴う KHKS の改正について

#### 1) 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-3の改正

事務局より資料2及び資料2-1に基づき、冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-3の改正について、説明があった。

質疑応答は以下のとおりである。

○項目と本文の間でページが横断している箇所があり、体裁が悪い。

→資料2-1は、校閲機能を付した資料となっているが、体裁が悪くなっている箇所はそのままとしている。変更箇所を反映するには体裁を整える作業を行う。

○資料2-1の2.2.1 検知警報設備の機能 b)において、表1の燃焼範囲の下限値とあるが、「表1」という表現は不要だと考える。表1は掲名されているガスの下限値を示しているが、冷凍保安規則が改正され、混合ガスも可燃性ガスとして適用できるようになったことから、表1の冷媒に限定することを避けた方が良いと考える。

→KHKS 0302-3（2020）の適用範囲では、表1に掲げるものを冷媒ガスとして用いる間接式のものであって屋外に設置する施設に適用すると示されており、本基準の解説では、プロパン、プロピレン等可燃性の冷媒ガスに係る施設を対象にしている旨が記載されている。冷凍保安規則が改正されたことにより、制定当時の適用範囲や改正経緯から本基準の適用範囲を再度確認し、表1を削除するか対応したい。また、本件は軽微な変更で進めることで議論したが、冷凍保安規則の適用範囲改正により、現行の基準で対応できるか確認しており、必要に応じて分科会を開催し、所定のプロセスに基づき対応する。

○資料2-1の2.2.1 検知警報設備の機能 i)において、「及び」を「や」に変更しているが、意味が変わるため、「及び」を用いるべきだと考える。

→「及び」に修正する。

## 2) 第1種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針KHKS 1301の改正

事務局より資料2及び資料2-2に基づき、第1種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針KHKS 1301の改正について、説明があった。

質疑応答は以下のとおりである。

○危害予防規程の指針(その1)の目次に、附属書が記載されていない。(その1)及び(その2)の附属書となっているため、記載が必要だと考える。

→その1の目次に追加するか検討する。なお、本指針は改正前より、その1とその2の附属書となっており、その2の附属書という意味ではない。

## 3) 冷凍用圧力容器の溶接基準KHKS 0301の改正

事務局より資料2及び資料2-3に基づき、冷凍用圧力容器の溶接基準KHKS 0301の改正について、説明があった。

質疑応答は以下のとおりである。

○図中の文字について、潰れており、読み取りづらくなっている。

→できる限り対応する。

○2.4突合せ溶接継手の開先(5)の式において、フォントの修正が必要。

→修正する。

軽微な変更(JIS Z 8301 対応等)に伴う KHKS の改正について、挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

以上より、本審議事項について、軽微な変更である旨の承認いただいたことから、書面投票等を行わず、確認のみお願いすることとした。

## 7. 3 今後の予定

事務局より資料3に基づき、今後の改正スケジュールについて説明があり、特段意見はなかった。

また事務局より、資料1について7月23日の技術委員会で審議する旨と、資料2-1から資料2-3の改正案について再度、事務局で修正し修正後は書面による審議を行う旨、説明があった。

以上